

## 鳴戸部屋後援会会則

- 第1条 (名称)  
本会は「鳴戸部屋後援会」と称する。
- 第2条 (事務局)  
本会の事務局を東京都墨田区横川2-1-4-7 鳴戸部屋内に置く。
- 第3条 (目的)  
本会は鳴戸部屋を後援し、その発展に協力すると共に、会員と親方・力士の親睦並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (組織)  
本会は、相撲を愛好し、本会の目的に賛同する特別会員、一般会員及び法人会員をもって組織する。
- 第5条 (支部)  
本会の支部として、名古屋後援会、大阪後援会及び九州後援会を置く。
- 第6条 (役員)  
本会の会務処理のため、鳴戸親方が任命する役員若干名を置く。
- 第7条 (事業活動)  
本会の事業は下記の内容とし、鳴戸親方の同意を得て役員会で具体的内容を決定する。  
記
1. 千秋楽祝賀会
  2. 成績優秀力士の表彰
  3. 番付表の送付
  4. 会報の発行
  5. 力士の養成援助
  6. 力士候補者獲得活動の援助
  7. 稽古見学
  8. オリジナル・グッズの製作・販売
  9. その他役員会で認めた活動（親睦会、ゴルフ会など）
- 第8条 (運営資金)  
本会の運営は、会費、寄付金をもってこれに充てる。
- 第9条 (会費)  
本会の年会費は、特別会員5万円、一般会員1万5千円、法人会員5万円とする。
- 第10条 (入会時期及び会員資格)  
会費は年会費とし（1月1日から12月31日までの1年間分）、入会時に一括納入する。なお、入会は随時受付とする。
- 第11条 (寄付金)  
寄付金は随時これを受け付ける。
- 第12条 (退会手続)  
会員が反社会的勢力及びその関係者であることが判明した場合、公序良俗に反する行為を行ったとき、本会の名誉・信用を著しく毀損したときなどは本会の判断にて退会手続をとることができる。
- 第13条 (任意の退会)  
年会費の未納など更新時の手続がない場合は、退会の意思があったものとする。  
年度途中の任意の退会の場合は、年会費の返還は行わない。
- 第14条 (附則)  
本会則に定められていない事項については、役員会が協議のうえ、鳴戸親方の同意を得てこれを決定する。

## 特典

### 一般会員（年会費 一口 15,000円）

- ・番付表のご送付
- ・大相撲カレンダーの贈呈
- ・鳴戸部屋千秋楽祝賀会のご案内（実費参加）
- ・鳴戸部屋主催の各種イベント・パーティーのご案内

### 特別会員（年会費 一口 50,000円）

- ・番付表のご送付
- ・大相撲カレンダーの贈呈
- ・鳴戸部屋千秋楽祝賀会のご招待  
（一口につき1名様、ご希望の場所1場所のみ）
- ・鳴戸部屋オリジナル反物、または記念品の贈呈
- ・鳴戸部屋主催の各種イベント・パーティーのご案内

### 法人会員（年会費 一口 50,000円）

- ・番付表のご送付
- ・大相撲カレンダーの贈呈
- ・鳴戸部屋千秋楽祝賀会のご招待  
（一口につき1名様、ご希望の場所1場所のみ）
- ・鳴戸部屋オリジナル反物、または記念品の贈呈
- ・鳴戸部屋主催の各種イベント・パーティーのご案内

※稽古見学につきましては、予めご予約を頂き、日程を調整の上  
ご対応させていただきます。